

請求できる方は戸(除)籍関係が本人及び同一戸籍内の方、住民票の写しは本人及び同一世帯の方、また、印鑑登録証明書及び課税(非課税)証明書は本人のみとなります。

この申請書と一緒に運転免許証、保険証等の本人確認書類を提示してください。

窓口に来られた方(請求者)		令和 年 月 日
フリガナ		生年月日
氏名		西暦・明治・大正・昭和・平成 年 月 日
住所	立川市 町 Tel ()	アパート・マンション・部屋番号

必要とする証明書の口にチェックをして必要事項を記入のうえ、窓口にお持ちください。

□ 戸籍事項証明書等

本籍	立川市 町	筆頭者氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
□全部事項証明 (戸籍謄本) 01現戸	通	□個人事項証明 (戸籍抄本) 01現戸	必要な方	01現 450
□除籍全部事項証明 (除籍謄本) 02除改	通	□除籍個人事項証明 (除籍抄本) 02除改	年 月 日	02除改 750
□改正原戸籍謄本 01除改	通	□改正原戸籍抄本 02除改	年 月 日	03附 200
□附票全部証明 03附	通	□附票一部証明 03附	年 月 日	

□ 住民票の写し ※日本人と外国人で構成される世帯の場合、①の他②もご覧ください。

①日本人の方が必要な項目があれば、☑してください。		世帯全員(一人世帯含む)	通	住 200
□本籍・筆頭者	□続柄・世帯主			
□旧住所 □旧姓 □その他()		世帯一部	氏名 年 月 日	氏名 年 月 日
②外国人住民の方が必要な項目があれば、☑してください。				
□国籍・地域	□在留カード記載事項(※)	氏名 年 月 日	氏名 年 月 日	通
□通称名履歴	□その他()			
□除票	証明を要する事項	□住所(立川市)	□その他()	

※次の5項目: ①在留資格 ②在留期間 ③在留期間満了日 ④在留カード等の番号 ⑤30条45区分(「中長期在留者」など)

□ 印鑑登録証明書

登録番号:	通	印 200
	→ □カード確認	

□ 課税(非課税)証明書

必要な証明書の年度と1月1日時点の住所	令和 年度(令和 年中所得)	通	税 200
	□請求者住所と同じ □立川市 町		

本人確認		郵便局受付	郵便局送信	市・審査	市・送信	郵便局審査	郵便局交付	合計金額
戸籍 1点	免 パ 住力B 個 官公署発行身分証							
2点	A 健保 後期 介護 年金 住力A 等 B 公立学校以外の学生証 社・職証							
住基 1点	免 パ 障手 住力B・個 官身分証							田
税 2点	健保 介護 年金 住力A 社・職 学 カード類 カード類 他							

戸籍の2点確認はAから2枚、もしくはAおよびBを各1枚。下線のついた証明は写真なし。

※偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは30万円以下の罰金に処せられます。(住民基本台帳法第47条、戸籍法第133条)

証明書交付請求にあたってのご注意

郵便局における各種証明書の交付申請には、下記の本人確認証明書により請求者の方のご本人確認をお願いしております。

なお、有効期限のあるものはその期間内のみ有効となりますのでご注意ください。また、印鑑登録証明書の交付申請には印鑑登録証または印鑑登録をした立川市民カードが必要となります。

住民票の写し 戸籍の附票の写し 課税(非課税)証明書		
下記よりいずれか1点の提示で可	下記よりいずれか2点の提示で可	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 住民基本台帳カード(顔写真付)又は個人番号カード(表面のみ) ・ 在留カードまたは特別永住者証明書 ・ 障害者手帳 ・ 国または地方公共団体が発行した身分証で顔写真のあるもの ・ 公立学校の学生証で顔写真があるもの(国立大学等の独立行政法人のものは除きます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校以外の学生証、社員証など法人の発行した身分証で顔写真のあるもの ・ 健康保険証 ・ 後期高齢受給者証 ・ 介護保険証 ・ 年金手帳 ・ 住民基本台帳カード(顔写真なし) ・ 国または地方公共団体が発行した身分証で顔写真のないもの ・ 社員証、学生証で顔写真のないもの ・ 預金通帳、キャッシュカード、納税通知書、消印付の郵便物など顔写真のないもので本人名義のものもしくは本人に交付された書類 	
戸籍に関する証明書		
下記よりいずれか1点の提示で可	A欄から2点か【A欄1点とB欄1点】計2点の提示が必要	
	A 欄	B 欄
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 住民基本台帳カード(顔写真付)又は個人番号カード(表面のみ) ・ 在留カードまたは特別永住者証明書 ・ 障害者手帳 ・ 国または地方公共団体が発行した身分証で顔写真のあるもの ・ 公立学校の学生証で顔写真があるもの(国立大学等の独立行政法人のものは除きます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 ・ 後期高齢受給者証 ・ 介護保険証 ・ 年金手帳 ・ 住民基本台帳カード(顔写真なし) ・ 国または地方公共団体が発行した身分証で顔写真のないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校以外の学生証、社員証など法人の発行した身分証で顔写真のあるもの

※ 平成24年7月9日の住基法改正により外国人登録証明書は在留カードまたは特別永住者証明書へ順次切り替わることとなりますが、切替えまでの間、お手持ちの外国人登録証明書は「在留カード」または「特別永住者証明書」にみなすことができます。